

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	療育手帳の交付に関する事務(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、療育手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉市長

公表日

令和7年12月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	当該事務は、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生省事務次官通知)及び「千葉県療育手帳制度実施要綱」に基づき療育手帳を交付する事務である。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①療育手帳の交付申請の受理及び交付 ②療育手帳の再交付申請の受理及び再交付 ③療育手帳の返還の受理 ④氏名の変更又は居住地を移したときの届出の受理、変更内容の記載の受理 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した療育手帳関係情報の提供
③システムの名称	福祉システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の8及び50
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(千葉県が照会する根拠) なし (千葉県が提供する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、113の項、124の項、125の項、144の項、161の項、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課
②所属長の役職名	障害者自立支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号 本庁舎高層棟5階 千葉県役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号 本庁舎高層棟9階 千葉県役所 保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課 043-245-5173
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>各申請時には本人確認を徹底すること、またマイナンバー登録時や情報連携時には必ず複数人で処理及び確認を行うこと等を窓口担当者へ適宜指導している。</p> <p>また、現時点で重大な誤りは発生していないことから対策は十分と判断する。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </p>
判断の根拠	毎年度、担当者の異動がある中で、マイナンバー制度やセキュリティ対策等についての教育・啓発は特に重要であると認識している。 本市では、各所管でのOJTに加えて、必要に応じて研修等を実施しており、これらの取り組みにより、現時点で対策は十分であると判断している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	福祉総合情報オンラインシステム	福祉システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	柏原 郁夫	障害者自立支援課長	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	IV リスク対策		新規	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の16、27、28、31、54、55、56の2、79、106、116	番号法第19条第8号 別表第2の16、27、28、31、54、55、56の2、79、106、116	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所1階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課 043-245-5173	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課 043-245-5173	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②事務の概要	当該事務は、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生省事務次官通知)及び「千葉市療育手帳制度実施要綱」に基づき療育手帳を交付する事務である。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①療育手帳の交付申請の受理及び交付 ②療育手帳の再交付申請の受理及び再交付 ③療育手帳の返還の受理 ④氏名の変更又は居住地を移したときの届出の受理、変更内容の記載の受理 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した療育手帳関係情報の提供・照会	当該事務は、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生省事務次官通知)及び「千葉市療育手帳制度実施要綱」に基づき療育手帳を交付する事務である。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①療育手帳の交付申請の受理及び交付 ②療育手帳の再交付申請の受理及び再交付 ③療育手帳の返還の受理 ④氏名の変更又は居住地を移したときの届出の受理、変更内容の記載の受理 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した療育手帳関係情報の提供	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下、番号法とする。)第9条第1項 別表第1の7、別表第1の33の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の8及び50	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の10	(千葉市が照会する根拠) なし (千葉市が提供する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、113の項、124の項、125の項、144の項、161の項、163の項	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 本庁舎高層棟5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課 043-245-5173	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 本庁舎高層棟9階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課 043-245-5173	事後	
令和7年12月9日	II しいき値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月19日 時点	令和7年4月1日	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクに対する対策は十分か	新設	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月9日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクに対する対策は十分か 判断の根拠	新設	各申請時には本人確認を徹底すること、またマイナンバー登録時や情報連携時には必ず複数人で処理及び確認を行うこと等を窓口担当者へ適宜指導している。 また、現時点で重大な誤りは発生していないことから対策は十分と判断する。	事後	
令和7年12月9日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年12月9日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新設	十分である	事後	
令和7年12月9日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	新設	毎年度、担当者の異動がある中で、マイナンバー制度やセキュリティ対策等についての教育・啓発は特に重要であると認識している。 本市では、各所管でのOJTに加えて、必要に応じて研修等を実施しており、これらの取り組みにより、現時点で対策は十分であると判断している。	事後	